

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 560 名のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 151 カ国に 163,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

© 2010 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

2010 年度税制改正による消費税の改正点

2010年3月31日に所得税法等の一部を改正する法律(以下、「2010年度税制改正」)が公布されました。

本ニュースレターでは、2010年度税制改正における調整対象固定資産に係る消費税額の調整に関連する改正点について、その概要をご紹介します。

調整対象固定資産に係る消費税額の調整

課税事業者が調整対象固定資産(*)の課税仕入れ等を行い、その仕入れ等の課税期間において当該調整対象固定資産に係る消費税額につき原則的な方法により仕入税額控除の適用を受けた場合において、当該課税事業者がその仕入れ等の課税期間の開始の日から3年を経過する日の属する課税期間(以下、「第3年度課税期間」)の末日において当該調整対象固定資産を有しており、かつ、仕入れ等の課税期間から第3年度課税期間までの各課税期間における課税売上割合を通算した課税売上割合(以下、「通算課税売上割合」)が仕入れ等の課税期間における課税売上割合に対して著しく変動した場合には、当該調整対象固定資産に係る消費税額の控除仕入税額が通算課税売上割合に基づく控除額となるよう、第3年度課税期間において仕入れ等に係る消費税額の調整を行わなければならないこととされています。

* 棚卸資産以外の資産で、建物およびその付属設備、構築物、機械および装置、船舶、航空機、車両および運搬具、工具、器具および備品、鉱業権等の無形固定資産その他の資産で、消費税に相当する金額を除いた金額が1,000,000円以上のものをいいます。

改正前の取り扱い

2010年度税制改正前においては、課税事業者選択届出書を提出した事業者が調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合において、通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間における課税売上割合に対して著しく変動した場合であっても、課税事業者選択不適用届出書または簡易課税制度選択適用届出書を提出することにより第3年度課税期間において免税事業者または簡易課税事業者となる場合には、第3年度課税期間における調整対象固定資産に係る消費税額の調整は不要とされていました。また、同様に、新設法人(*)が基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合において、通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間における課税売上割合に対して著しく変動した場合であっても、第3年度課税期間の基準期間における課税売上高が10,000,000円以下である場合や簡易課税制度選択適用届出書を提出することにより第3年度課税期間において免税事業者または簡易課税事業者となる場合には、第3年度課税期間における調整対象固定資産に係る消費税額の調整は不要とされていました。

* 基準期間がない法人のうち事業年度開始の日における資本金の額または出資の金額が10,000,000円以上である法人をいいます。

改正の概要

2010年度税制改正後の消費税法においては、課税事業者選択届出書を提出した事業者が課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間(*)中に国内において調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合、または、新設法人が基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間(*)中に国内において調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合には、第3年度課税期間の翌課税期間以後でなければ免税事業者や簡易課税事業者となることができないこととされました。この取り扱いは、第3年度課税期間の末日までに調整対象固定資産を売却している場合であっても同様です。

* 簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます。

改正による影響例

改正前においては、たとえば居住用の賃貸マンションを取得した法人が、マンションを取得した課税期間より課税事業者を選択して自動販売機等の設置により課税売上高を計上するとともにマンションの賃貸開始は翌課税期間からとすることで、居住用の賃貸マンションの取得に係る消費税額の全額を仕入税額控除の対象とする一方で、第3年度課税期間には免税事業者または簡易課税事業者を選択した場合には、第3年度課税期間における調整対象固定資産に係る消費税額の調整は不要でした。しかしながら、改正後においては、課税事業者を選択した法人は第3年度課税期間の翌課税期間以後でなければ免税事業者または簡易課税事業者となることができないため、たとえ上記のような形で居住用の賃貸マンションの取得に係る消費税額の全額につき仕入税額控除の適用を受けたとしても、第3年度課税期間において調整対象固定資産に係る消費税額の調整を行うことが必要となる可能性があります。

上記の改正は、2010年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の2010年4月1日以後に開始する課税期間について、また、2010年4月1日以後に設立された新設法人について適用されます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号
霞が関ビル 15 階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

| | | | |
|------------|-------------|--------------|-------------------------------|
| パートナー | 藤本幸彦 | 03-5251-2423 | sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com |
| | 大石克洋 | 03-5251-2565 | katsuyo.oishi@jp.pwc.com |
| | 松田結花 | 03-5251-2556 | yuka.matsuda@jp.pwc.com |
| | 飯村鉄雄 | 03-5251-2834 | tetsuo.iimura@jp.pwc.com |
| | 鬼頭朱実 | 03-5251-2461 | akemi.kitou@jp.pwc.com |
| | 高木宏 | 03-5251-2788 | hiroshi.takagi@jp.pwc.com |
| | 川崎陽子 | 03-5251-2450 | yoko.kawasaki@jp.pwc.com |
| | レイモンド・カーン | 03-5251-2909 | raymond.a.kahn@jp.pwc.com |
| | スチュアート・ポーター | 03-5251-2944 | stuart.porter@jp.pwc.com |
| | マーク・リム | 03-5251-2867 | lim.marc@jp.pwc.com |
| シニア・マネージャー | 中村賢次 | 03-5251-2589 | kenji.nakamura@jp.pwc.com |
| | 齋木信幸 | 03-5251-2570 | nobuyuki.saiki@jp.pwc.com |
| | 箱田晶子 | 03-5251-2486 | akiko.hakoda@jp.pwc.com |
| | 今村恭子 | 03-5251-2855 | kyoko.imamura@jp.pwc.com |
| | 松永智志 | 03-5251-2586 | satoshi.matsunaga@jp.pwc.com |
| | 遠山壮一 | 03-5251-6212 | soichi.toyama@jp.pwc.com |
| | ダニエル・ルーツ | 03-5251-6640 | daniel.lutz@jp.pwc.com |
| マネージャー | 佐々木真美 | 03-5251-2471 | mami.sasaki@jp.pwc.com |
| | 野中貴史 | 03-5251-2417 | takashi.nonaka@jp.pwc.com |
| | 鈴木宏子 | 03-5251-2156 | hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com |
| | 比留間延佳 | 03-5251-2871 | nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com |
| | 梶原みゆき | 03-5251-2520 | miyuki.m.kajiwara@jp.pwc.com |
| | 牧平直子 | 03-5251-2223 | naoko.makihira@jp.pwc.com |
| | 杉山清悟 | 03-5251-2539 | seigo.sugiyama@jp.pwc.com |